

「令和3年度イノベーション創出強化研究推進事業（第1回緊急対応課題）」
公募要領

<目次>

1	事業の内容	2
2	公募から委託契約までの流れ（予定）	3
3	応募要件等	3
4	応募手続きについて	7
5	応募に当たっての注意事項	9
6	審査及び採択課題の決定	11
7	委託契約の締結	12
8	委託契約上、支払対象となる経費	13
9	研究成果の取扱い	15
10	研究の運営管理	17
11	研究評価等	18
12	収益納付	19
13	「国民との科学・技術対話」の推進	20
14	中小企業の支援（S B I R制度）	20
15	委託業務の実施に当たっての留意事項	20
16	研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等	26
17	情報管理の適正化	29
18	問合せ先	30

<別紙（※HPへ掲載中）>

- 別紙1 応募様式（研究課題提案書）
- 別紙2 審査基準
- 別紙3 「イノベーション創出強化研究推進事業」に係る契約等の手続きについて
- 別紙4 府省共通経費取扱区分表
- 別紙5 （別記様式6関係）AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト
- 別紙6 （別記様式7関係）データマネジメントに係る基本方針
- 別紙7 （別記様式8関係）研究費の適切な使用に向けた決意表明
- 別紙8 調達における情報セキュリティ基準
- 別紙9 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

1 事業の内容

(1) 目的

本事業は、基礎段階から実用化段階の提案公募型研究において、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向けた取組を推進するものです。

このうち開発研究ステージにおいては、年度途中で不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究課題が生じた場合に、農林水産省からの指示のもと「緊急対応課題」として研究対象を設定し、対応することとしています。

このたび、後述(2)の研究対象を設定し、研究実施機関(研究グループ)を公募します。

(2) 事業の対象範囲

① 研究課題

トマトキバガの防除対策及び効率的な調査手法の確立に向けた緊急研究

② 研究の内容

国内に侵入したトマトキバガの防除対策及び効率的な調査手法の確立のために必要な、以下の内容について研究することとします。

(i) 試験を実施するための効率的な室内飼育法の確立

(ii) 薬剤感受性の解明

(iii) 日本における冬季の発生状況及び越冬可能性調査

(iv) トマトキバガの中国、台湾等のアジア諸国における分布拡大経路、発生状況、防除状況等の情報収集

③ 研究の必要性

トマトキバガは、主にナス科植物の茎葉を加害します。特にトマトでは果実を加害し、大きな被害を与えるため、海外ではトマトの大害虫として知られています。本虫は、南米原産ですが、2006年にスペインで発生が確認された後、ヨーロッパ、アフリカ、中央アメリカ、西アジア、アラビア半島、インド、ネパール、東南アジアに分布を拡大しています。さらに2021年5月までに、台湾、中国、中央アジア諸国等の近隣諸国でも発生が確認され、同年10月に国内で初めて熊本県で発生が確認されました。

本虫がヨーロッパ諸国に侵入した際には、露地栽培だけでなく施設栽培のトマトにも大きな被害が発生し、オランダやトルコでは、本虫に対する防除措置を講じない場合、大幅な減収が発生しています。適切な農薬散布を実施すれば、被害は抑えられるとされていますが、一方で海外では薬剤抵抗性の報告もあり、適切な薬剤の選択がされなければ、トマトの生産に大きな被害が発生することが懸念されます。

このため、緊急的に日本国内に侵入した個体群について、越冬可能性等の基本

的な生態や薬剤感受性に関する研究を実施するとともに、海外の情報から、より効率的な防除方法等についての情報を収集することとします。

(3) 研究費（委託費）の上限額及び研究実施期間

研究費（委託費）の上限額：1,000万円

研究実施期間：7（2）に定める委託期間開始日から令和4年3月末まで

2 公募から委託契約までの流れ（予定）

令和3年 12月17日（金）	公募要領の公表・公示
令和4年 1月5日（水）正午	公募受付締切
1月中旬～下旬	書面審査
2月上旬	採択予定先の決定・公表
2月中旬	委託契約の締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更になることがあります。その場合、生研支援センターのウェブサイトで随時お知らせします。

3 応募要件等

(1) 研究機関等の分類

研究機関等を以下のⅠ～Ⅳのセクターに分類します。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関、高等専門学校
セクターⅢ	国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

※Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、「18 問合せ先」までお問い合わせください。

(2) 応募者の資格要件

応募者（単独の研究機関で応募する場合は、その機関（以下「単独機関」という。）、研究グループとして応募する場合は、研究推進の代表となる研究機関（以下「代表機関」という。）は、以下の①から⑦の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合の法人格を有する研究機関等であること。（※）
- （※）国内に設置された機関であって、以下の二つの条件を満たす機関を指します。
 - （i）研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
 - （ii）知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

研究課題提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約（令和4年2月頃を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要するため、研究課題提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。

なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

- ・統一資格審査申請・調達情報検索サイト

(<https://www.chotatu.joho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

- ③ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。

- ④ 応募前に研究倫理教育の研修用ビデオを視聴していること。また、契締締結までに研究倫理教育（※）を実施し、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること（研究倫理教育を実施していない研究機関は委託業務への参加は不可）。

（※）研究倫理教育は、日本学術振興会（JSPS）の eL CoRE または研究機関独自教材で行ってください。

- ・eL CoRE の場合は受講証明書が発行されるので、保管をしてください。

- ・研究機関独自教材の場合は、各研究機関において、受講したことが証明できるようにしてください。

eL CoRE については、<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx> をご覧ください。

- ⑤ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

- ⑥ 公募される研究課題について、研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有するとともに、当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を統括する者（以下「研究統括者」という。）及び経理統括責任者を設置していること。具体的には以下の能力・体制を有していることが必要です。

(i) 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制

(ii) 研究グループを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制（代表機関の場合）

(iii) 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理統括責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

(iv) 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

⑦ 研究統括者は以下の要件を満たしていること。

(i) 原則として、単独機関又は代表機関（以下「代表機関等」という。）に常勤的に所属しており、国内に在住していること。

(ii) 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。

(iii) 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により代表機関等を離れることが見込まれる場合には、研究統括者になることを避けてください。

(3) 複数の研究機関等で研究グループを構成して研究を行う場合の要件

本事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を、他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等で研究グループを構成して応募する場合は、以下の要件を満たすとともに、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、課題構成及び参画研究機関等それぞれの役割分担を明確にしてください。また、応募は代表機関から行ってください。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。

② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして以下のいずれかが可能であること。

(i) 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）

(ii) 研究グループ参画機関が相互に、実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

(iii) 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更などの重大な変更等があった場合には、採択を取り消します。

また、委託予定先に採択された場合、速やかにコンソーシアム設立規約等の必要書類を提出できるよう、コンソーシアム設立の準備をお願いします。

③ 研究グループに参画する代表機関以外の共同研究機関は、以下の能力・体制を有していること。

(i) 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制

(ii) 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

(4) 研究管理運営機関を設置できる要件

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究統括者が所属する代表機関等とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究統括者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究統括者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研支援センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

研究を実施する機関が研究管理運営機関となる場合は、(2)の⑥を準用します。

また、研究の管理運営だけを行う機関が研究管理運営機関となる場合は、(2)の⑥の(ii)～(iv)を準用するとともに、以下の要件を追加します。

(v) 研究統括者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。

(vi) 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

なお、研究管理運営機関の設置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を「別紙1 課題提案書」の(別記様式4)に記載していただくとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

(5) 研究支援者（コーディネーター等）の参画の推進

本事業では、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や商品化に結びつけるための橋渡しの能力を有する人材（コーディネーターやプランナー等。以下「研究支援者」という。）の参画を推進しています。本事業でいう研究支援者とは、以下の役割を担う者です。

- ・ 産学官の幅広い分野の機関・研究者等とのネットワークを構築するとともに、研究現場のシーズや民間企業等のニーズを把握し、橋渡し等を行う役割
- ・ 研究統括者との連携の下、研究開発の推進に必要な資源（ヒト、モノ、資金、情報、時間等）を効果的に配分、活用するなど研究統括者を支える役割

研究支援者が参画する場合は、研究推進中から普及・実用化に向け外部の機関との調整を依頼するとともに、推進会議への参加も依頼してください。なお、研究支援者は、当該能力を有している者であれば、研究グループ（又は単独機関）内の人材でも可能です。

応募段階で研究支援者の役割が明確に位置づけられている場合は、応募書類の該当箇所に研究支援者の情報を記載してください。

(6) 協力機関

協力機関とは、研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。協力機関は、研究グループの構成員とは異なるため、以下の取扱いとなります。

- ① 協力機関は研究費の配分を直接受けることはできません。必要な経費は、代表機関又は構成員から外注、依頼出張旅費、謝金等の形で支払われます。
- ② 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。
ただし、構成員が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、構成員と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産権の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書により研究グループ内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、構成員と協力機関が知財を共有することを認めます。
- ③ 協力機関は研究課題の当事者ではないため、当該研究課題の成果について、協力機関単独での発表（公表）は認められません。ただし、代表機関を含む構成員がその理由を明らかにした上で、構成員と協力機関とが共同して発表することは認められます。
- ④ 協力機関は生研支援センターと研究グループとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっていません。しかし、協力機関は委託先の研究グループが運営する検討会等への参加により、研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。成果等が漏洩することがないように、協力機関との共同研究契約など秘密保持に係る措置を講じるとともに、研究グループごとに定める協定書や知財合意書等においても守秘義務を規定する必要があります。

4 応募手続きについて

(1) 応募方法

今回の「緊急対応課題」の応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用しません。

応募に当たっては、「研究課題提案書」（以下「提案書」という。）をPDFファイルに変換の上、eメールにより下記のアドレス宛てに提出してください。

提出先メールアドレス：inobe-web@ml.affrc.go.jp

提出期限：令和4年1月5日（水）正午（厳守）

(2) 応募書類

① 応募書類（別紙1）は以下から構成されています。様式は生研支援センターのウェブサイトからダウンロードしてください。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/innovation/news/2021/145190.html>)

様式1	研究計画調書	【必須】
様式2	研究課題内容	【必須】
別記様式1-1	研究課題概要図	【必須】
別記様式1-2	共同研究グループの構成	【必須】
別記様式1-3	研究課題の構成及び目標	【必須】
別記様式2	参画機関の知的財産への取組状況等	【必須】
別記様式3	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式4	研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
別記様式5	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式6	農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	【該当研究課題のみ】
別記様式7	データマネジメント企画書	【必須】
別記様式8	研究活動の研究不正行為防止のための対応	【必須】
別記様式9	研究倫理に関する誓約書	【必須】

- ② 応募書類は、本要領及び様式内の記載例等に従い、日本語で作成してください。
- ③ 提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評議委員にも守秘義務を課しています。
- ④ 応募書類は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については、生研支援センターが実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。
- ⑤ 不採択となった応募書類は、生研支援センターにおいて破棄します。なお、ご提出いただいた応募書類は返却しません。

(3) 応募手続きに関する注意事項

- ① 本事業の応募期限（締切）に遅れた場合は、受け付けません。
- ② 本公募要領に示された様式以外での応募は認めません。
- ③ eメール以外の方法（郵便、ファクシミリ、直接の持ち込み等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ④ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募書類の修正には応じません。
- ⑥ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

- ⑦ 次の場合には応募は無効となりますので、ご注意ください。
- (i) 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - (ii) 提案書に虚偽が認められた場合

(4) 研究機関コード、研究者番号の取得について

この「緊急対応課題」では e-Rad での応募受付は行いませんが、e-Rad への情報入力を生研支援センターで行いますので、e-Rad の研究機関コード及び研究者番号を未取得の場合は、応募後に速やかにこれらを取得し、生研支援センターまでお知らせください。

また、審査を受けることが可能な課題については、生研支援センターから、提案書が提出(送付)されたメールアドレス宛てに e-Rad の課題 ID をお知らせします。

5 応募に当たっての注意事項

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

応募者は、不合理な重複(※1)及び過度の集中(※2)の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2_kansetsukeihi.pdf)に基づく対応をお願いします。

① 応募前の確認

研究課題の審査においては、他府省の事業を含め現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料となることから、応募に当たっては、農林水産省の委託プロジェクト研究や他府省を含む競争的資金等の実施研究課題との重複がないことを、以下のウェブサイト等により確認してください。

- ・農林水産省委託プロジェクト研究

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund.htm

- ・生研支援センター

<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/index.html>

- ・競争的資金制度

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

- ・その他の研究資金については、各府省のウェブサイトを参照してください。

② 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等(他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。)の状況(制度名、試験研究計画名、実施期間、研究予算額及びエフォート(研究専従率))を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

③ 不合理な重複又は過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

(※1) 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(※2) 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(2) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。

(詳しくは、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htmを御覧ください。)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報（試験研究計画名、研究概要、

研究者名及び研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された試験研究計画に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース※」へ提供されます。

※政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

(3) 農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出

本事業に農研機構に所属する研究機関が参画する場合、当該機関に係る研究予算については別途措置する予定です。このため、生研支援センターから当該機関に対し、本事業に係る委託費は原則として支出しません。

6 審査及び採択課題の決定

(1) 審査の方法

① 書面審査

「科学的ポイント」として外部専門家による審査を、「行政的ポイント」として農林水産省の行政官による審査を実施します。

[書面審査の手順]

- ・「科学的ポイント」は、応募研究課題の研究分野の専門家が審査を行うピアレビュー方式で、外部専門家が審査基準(別紙2)に基づき審査します。外部専門家は、あらかじめ登録されたデータベースの中から、研究課題の専門分野、利害関係等を考慮して委嘱します。
- ・「行政的ポイント」は、政策的視点から、農林水産省の行政官が審査基準(別紙2)に基づき審査します。
- ・「科学的ポイント」の平均点と「行政的ポイント」の平均点を合計して、当該課題の評価点とします。

② 採択課題の選定

評価点の上位の研究課題から順に採択候補研究課題を選定します。

③ 採択課題の決定

「イノベーション創出強化研究推進事業に係る運営管理委員会設置要領(平成

30年2月1日付け29農会第811号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。)に基づき、農林水産技術会議事務局長を委員長とする運営管理委員会(以下「運営管理委員会」という。)において採択課題を決定し、生研支援センターに通知します。

なお、採択に当たっては、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

(2) 審査結果等の公表・通知

審査結果(採択課題の代表機関名及びe-Radの課題ID)は、生研支援センターのウェブサイトで公表します。不採択となった提案については、後日、研究統括者宛てに不採択理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

採択された場合は、試験研究計画書やコンソーシアム規約などの必要書類を速やかに作成・提出していただきます。なお、必要に応じて、採択に当たっての条件や、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。これらについては、試験研究計画書に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合、留意事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。

7 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

生研支援センターは、採択課題の応募者(代表機関等)と委託契約を締結します(詳しくは別紙3参照)。

なお、委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関等に特段の事情の変化があり、委託契約の締結が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を他の構成員に変更する場合があります。

また、採択通知に条件や留意事項が付されている場合に、採択課題決定後に新たに作成する試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書が当該条件等を満たしていない場合は、契約は締結されません。

(2) 委託期間

本事業の委託期間については、採択後に新たに作成する委託試験研究実施計画書の生研支援センターへの提出日から、最大2ヶ月前の日(提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、すなわち、委託契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を、委託費として計上することを可能とします。この場合、採択通知に条件や留意事項が付されている場合は、この条件に合致した研究内容に基づく経費であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託者(研究グループの場合は構成員全機関をいう。以下同じ。)の自己負担となりますので、

ご留意ください。

(3) 実績報告について

受託者は、委託費の使用実績について取りまとめた実績報告書を作成し、証拠書類等とともに、年度末に生研支援センターへ提出してください。

8 委託契約上、支払対象となる経費

(1) 委託費の対象となる経費

研究機関等は、生研支援センターからの委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

① 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ・発表（公表）及び普及支援に直接必要とする下記の経費を計上することができます。

(i) 物品費（設備備品費、消耗品費）

(ii) 人件費・謝金

(iii) 旅費

(iv) その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税等相当額）

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、

また、経費の詳細については、別紙4「府省共通経費取扱区分表」をご確認ください。

② 間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

※ 間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf）を御確認ください。

③ 一般管理費

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、②の間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は間接経費と異なり、委託業務に必要な管理経費（①直接経費以外）に限定しています。当該業務を遂行する上で必要となる直接経費以外の事務費、事務補助員賃金、光熱水料、燃料

費、通信運搬費等の経費です。特に、光熱水料、燃料費等の計上に当たっては、明確な根拠を示していただくか、合理的な按分方法で算出することが必要です。

一般管理費は、直接経費総額の15%を上回らない範囲で必要額の計上が認められます。

④ 委託費計上に当たっての留意事項

(i) ①の直接経費に計上できるものは、研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料等を計上する場合はご注意ください。

(ii) 人件費及び賃金は、本事業に直接従事した時間数等により算出されますので、本事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより本事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行ってください。

なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、職員の人件費は認められません。

(iii) 旅費については、直接本事業に係るもののみ計上可能であり、例えば、単なる情報収集のための学会出張等（本事業における明確な必要性等がないもの）は認められません。旅費に係る証拠書類として、復命書や命令書等において、その必要性とともに試験研究計画名を明記するなど、本事業に係るものであることが明確になるように整理・保管してください。

(iv) 外国へのお出張旅費及び外国から研究者等を招へいするための旅費等は、原則認められません。これらが不可欠な場合は、その必要性や出張先を「別紙1 課題提案書」の様式2の「2. (2) 研究項目ごとの研究内容」に具体的に記載してください。

(v) 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。

(vi) 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、経済性等を勘案して最適なものを選択してください。選択の理由や設備備品の見積書（価格の比較が可能な資料）については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。

(vii) パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器、コピー用紙、トナー、USBメモリ、HDD、Windows等のOS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物等の汎用性が高い消耗品については、原則として計上は認められませんが、本事業のみに使用することを前提に、当該年度で使用する最低限の必要数については認められます。必要性や購入数について、生研支援センターからの求めに応じて説明できるよう、理由書等の準備が必要になります。

(viii) 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）については、間接経費での支出が可能ですが、ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。

9 研究成果の取扱い

(1) 研究成果報告書等

受託者は、研究終了時に研究成果報告書を作成して生研支援センターに提出するとともに、研究終了後5年間、研究成果の活用状況を生研支援センターに報告してください。

(2) 研究成果の発表等

- ① 受託者は、学会、論文、メディア（新聞、テレビ等）、シンポジウム、パンフレット等において、本事業に係る活動又は成果が公表される場合は、事前にその概要を生研支援センターに報告してください。公表することとなった成果については、事業化方針や知的財産に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会やマスコミ等に広く公表し、成果の周知・普及に努めてください。
- ② 公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。
- ③ 本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、あらかじめ「研究実施内容発表事前（事後）通知書」を生研支援センターに提出してください。
- ④ 本事業の研究成果については、事業終了後、生研支援センターが研究成果発表会や冊子等により公表します。その際、受託者に協力を求めることがありますのでご承知おきください。
- ⑤ 得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

(3) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）に基づき、研究の開始段階においては、研究グループ内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます。また、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に係る方針（以下「知的財産の取扱方針」という。）を作成の上、生研支援センターに提出していただきます。その際、研究グループ内から得られた知的財産は、研究グループの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

なお、知財合意書及び知的財産の取扱い方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

(4) 研究成果に係る知的財産権の取扱い

委託契約に基づく委託試験研究について、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 17 条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、商標登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。また、知的財産権の出願等や登録等を行った場合には、定められた期間内に生研支援センターへ報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ生研支援センターの承諾を得ること。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で知的財産権の持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

(5) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、(1)にある研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、知的財産権に準じた取扱いをすることが必要です。

(6) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

① 研究成果の知的財産としての取扱い方針について、グループ内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、(3)による知的財産の取扱い方針を基本としつつ、受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。

③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

④ 受託者である法人と、その従業員の間での知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

(7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループによる研究成果である場合は、研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

(8) 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い

本研究開発の研究成果等の公表等に当たり、農業者等の経営に関するデータを取扱う場合は、事前にコンソーシアム構成員間でその取扱いについて取決めを行っていただく必要があります。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」※を踏まえて対応いただく必要があります。

※「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」については、15の(5)を御参照ください。

10 研究の運営管理

本事業は、研究統括者等と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

- ① 農林水産省の運営管理委員会において、研究課題の選考に関する事項の決定や評価結果の助言・指導等を行います。
- ② 生研支援センターは、PD（プログラム・ディレクター）、研究リーダーを配置し、各研究課題の進捗管理、指導等を行います。受託者はPD等の指導・助言等に従って研究を推進する必要があります。

それぞれの役割については、以下のとおりです。

 - (i) PD（プログラム・ディレクター）

当該事業の各研究課題の進捗管理、指導等の責任者であり、試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合等を指示できる権限を持ちます。これらの指示は、上記①の運営管理委員会において評価されます。
 - (ii) 研究リーダー
PDを補佐し、研究課題の研究統括者と密に連絡を取り合って進捗状況等を把握するとともに、PD等の指示に基づき研究統括者への指示・助言等を行います。
- ③ PDもしくはPDの指示を受けた研究リーダー又は生研支援センター担当者は、各試験研究計画の研究の進捗及び成果を定期的に把握するとともに、研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組に関し、受託者に対する指導・助言を行います。受託者は、生研支援センターと連携して、これらの取組を実施していただく必要があります。
- ④ 生研支援センターは、本事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置します。運営委員会は、PD、研究リーダー、農林水産省技術会議事務局等職員により構成し、試験研究計画策定の指導・点検、研究の進捗状況、成果の把握等を行います。

受託者には、運営委員会が行う研究の進捗状況の把握、研究計画策定の指導・点検等に御協力いただきます。

11 研究評価等

(1) 評価の方法等

生研支援センターは、イノベーション創出強化研究推進事業評価実施要領等に基づき、評議委員会において研究課題の評価を実施します。評議委員会は、生研支援センターが委嘱した評議委員（外部専門家及び農林水産省職員）により構成されます。研究統括者は、評価に必要な資料の作成・取りまとめ及び発表等の対応をお願いします。

(2) 運営管理委員会による指導

運営管理委員会は、設置要領に基づき、評価の結果等を踏まえた指導を行います。

(3) 追跡調査

事業実施終了後、一定期間（2年・5年程度）を経過した研究課題を対象に、研究成果の社会実装や普及・活用状況等についてのフォローアップ調査（追跡調査）を実施する予定です。

12 収益納付

(1) 収益状況の報告

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を、研究が終了した翌年度から起算して5年間（なお、事業実施期間中に発生した収益がある場合には、終了の翌年度に併せて報告してください。）、毎年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

(2) 収益の納付

報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、原則として以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

$$\text{納付額} = (\text{収益額} - \text{控除額}) \times (\text{委託費の確定額の総額} / \text{企業化に係る総費用}) - \text{納付累積額}$$

※ 用語の意味

収益額 試験研究成果に係る製品・部品等ごとに算出される営業利益（売上高－製造原価－販売管理費等）の累計額

控除額 企業化に係る総費用のうち乙構成員が自己負担によって支出した製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

委託費の確定額の総額 委託業務に必要な経費として委託契約書第19条に基づき確定された委託費の総額

企業化に係る総費用 委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

納付累積額 （前年度までに収益納付を行っている場合の）累計額

※収益額－控除額<0 となる場合は、収益納付は不要です。

※納付額は、委託費の確定額の総額の範囲内とします。

(3) その他

各研究機関等は、委託期間中の各年度に本委託事業の実施に伴い収入が生じた場合（前項に規定する試験研究成果による収益を除く）には、収入状況を当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

また、報告により、相当の収入を生じたと認められた場合には、原則として以

下により、算出される金額を納付していただきます。

納付額＝収入額×委託費利用割合

※ 用語の意味

収入額：当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合：当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

※納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とします。

13 「国民との科学・技術対話」の推進

平成 22 年 6 月 19 日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

(※)に基づき、当面、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

なお、上記の基本的取組方針では「1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(※) <https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

14 中小企業の支援（SBIR 制度）

本事業は、SBIR 制度の「特定新技術補助金等」に指定されています。

この特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度を始めとした支援措置を受けることができます。（それぞれの支援措置を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

詳細については、以下の SBIR 特設サイトをご参照ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

15 委託業務の実施に当たっての留意事項

(1) 購入機器等の帰属及び管理

受託者が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の可否をお知らせすることとしています。

また、購入した機器類等の物品については、本事業の購入機器である旨、管理簿

に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

なお、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」という。）に所属する研究機関が研究グループに参画する場合（5の(3)参照）は別途予算措置をする予定であることから、当該研究機関が購入した機器等の帰属に係る手続きは、本公募要領に記載する内容にはよらない手続きを行うこととなります。

（2）安全保障貿易について（海外への技術漏洩への対処）

海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。輸出が規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、

- ①ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に許可が必要になる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成っています。
- ② 貨物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となり、事前の許可が必要です。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本事業により輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、同確認状況については、求めに応じて関係省庁に報告する場合があります。
- ④ 本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

安全保障貿易管理の詳細は、下記ウェブサイトをご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

（３）動物実験等に関する対応

動物実験については、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日付け農林水産技術会議事務局長通知 ※）や関係法令等に基づき、適切な実施をお願いします。

（※）http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html

（４）海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置（ABS 指針）（※）等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

（※）<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

（５）農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもありえます。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」（令和 2 年 3 月 農林水産省。以下「農業 AI・データ契約ガイドライン」という。 ※）を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（令和元年 12 月 経済産業省）と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項につい

て当該農業者等と合意を行っていただくこと（データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業 AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること）が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。農業者等との合意に関するチェックリスト（別紙 5）をご参照ください。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業 AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

※ 農業 AI・データ契約ガイドラインについては、以下を御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

また、上記 URL 内に合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜御活用ください。

（6）データマネジメントに関する対応

生研支援センターから、研究事業の目的、対象等を踏まえ、データマネジメントに係る基本的な方針（以下「データ方針」という。）をお示しします。（別紙 6 参照。）

示された「データ方針」に基づき、委託契約締結までに、研究開発データの管理についてデータマネジメントプランを作成していただきます（受託者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でデータマネジメントプランを作成してください）。契約締結後は、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理を行っていただきます。

応募者は、データ方針を踏まえ、提案書の「別記様式 7 データマネジメント企画書」を記載してください。

（7）若手研究者の自発的な研究活動の支援

「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本事業においてプロジェクトの実施のために雇用される民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。研究代表者は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。所属研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合は、当該プロジェクト計画等に記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（令和 3 年

4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「14. 若手研究者の自発的な研究活動」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf

(8) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略 2019 (令和元年6月21日閣議決定)においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「15. エフォート管理」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf

(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、これまで一部の競争的研究費制度で可能とされてきましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月31日付資金配分機関及び所管関係府省申合せ)により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とする研究費制度が拡大されたところです。

本事業においても、研究機関(研究者)が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

なお、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学等(国立大学法人、大学利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校)、国立研究開発法人、地方公共団体及び公益法人を対象とします。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「4. 委託費により取得した物品の取扱いの(9)複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf

(10) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等 (PI) の人件費の支出

統合イノベーション戦略 2019 (令和元年6月21日閣議決定) においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究実施責任者 (以下「PI」という。) 本人の人件費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することが提言され、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、PI 本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能としました。これにより研究機関は、PI の人件費として支出していた財源を、PI 自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等による PI の研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待されます。

その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待されます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター) の「16. 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf

(11) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入)

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務です。

統合イノベーション戦略 2019 (令和元年6月21日閣議決定) においては、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されています。

このため、競争的研究費の直接経費の用途を拡大し、PI 本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務 (講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。) の代行に係る経費の支出を可能とする制度 (「バイアウト制度」) を導入することとします。これにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター) の「17. 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入) について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf

(12) 競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26閣議決定）における推進方策を踏まえ、博士課程（後期）学生を RA（リサーチアシスタント）として雇用し、その際の給与水準について、経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

16 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等

(1) 研究費の不正使用等への対応について

本委託事業で実施する研究活動には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。）（※1）及び生研支援センターの「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」（平成19年4月26日付19生研東第18号。以下「中止等実施要領」という。）（※2）が適用されます。

各研究機関においては、管理・監査ガイドライン及び中止等実施要領に沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

なお、本委託事業の契約前には管理・監査ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、報告をしていただきます。（報告方法については別途、通知いたします。）（報告をしない研究機関は本事業に参加することはできません。）

（※1）管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

（※2）中止等実施要領については、以下のリンクをご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）

を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

- a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a及びc以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ上限2年間、下限1年間
- ④ 農林水産省その他の府省の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反※した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間
- ※ 善管注意義務に違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的資金等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、翌年度以降の間接経費措置額を一定割合減額する等の措置を行うことがあります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応します。「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」については、以下のリンクをご覧ください。

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

（3）虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、委託費の一部又は全部の返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、（2）の不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

(4) 研究活動における不正行為への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※）及び中止等実施要領が適用されます。

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時まで研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります。（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません）。

また、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

(5) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降 2～10 年間
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降 1～3 年間

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、農林水産省に情報提供します。また、農林水産省から競争的資金を所管する他の府省へ当該情報を提供しますので、他の競争的資金等においても申請が制限される場合があります。

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

(7) 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止のための取組について

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2020年度版）（※）」の「9 研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧のうえ、提案書様式別記様式9「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。

※ 事務担当者説明会動画（2020年度版）については、以下のリンクをご覧ください。

http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html#yoshiki5
(動画は当該ウェブサイトの「3. その他関係規程及び取扱要領等」に掲載されています。)

※ 研究費の適切な使用に向けた決意表明（別紙7）もご確認ください。

17 情報管理の適正化

(1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

(2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター以外の者への漏えいが生研支援センターの試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、別紙8「調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）」及び別紙9「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項（以下「特約条項」という。）」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制

- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

(3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、(1) 及び (2) の事項を踏まえて、別記様式3「情報管理実施体制について」を記載してください。

また、本基準の項目5から12については、コンソーシアム規約若しくは社内規則等に当該項目を規定して、契約締結後、速やかにその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、御注意ください。

18 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切までの間、以下において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、御承知おきください。

○公募全般に関するお問い合わせ

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

事業推進部 イノベーション創出課 担当：高田、西田、宮本

〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビルディング 16F

<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/index.html>

TEL : 044-276-8995

FAX : 044-276-9143

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

○契約事務について

生研支援センター 研究管理部 研究管理課 担当：上北、山口

TEL：044-276-8579

FAX：044-276-9143

E-mail: brain-jimu@ml.affrc.go.jp

○研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為について

生研支援センター 研究管理部 研究管理課研究公正室

TEL：044-276-8487

FAX：044-276-9143

E-mail: kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp